

(農林水産省においても同時公表)

平成21年10月10日
医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(担当・内線) 室長 道野(2495)
柘、田中(2455、2476)
(電話代表) 03(5253)1111
(電話直通) 03(3595)2337
(F A X) 03(3503)7964

報道関係者 各位

米国産牛肉の混載事例について

10月9日、輸入業者から港区保健所に対して、9月16日に輸入した米国産牛肉に、米国農務省発行の衛生証明書に記載のないものが1箱混載されていたとの連絡がありました。

厚生労働省及び農林水産省は、当該施設から出荷された貨物の輸入手続を停止するとともに、米国農務省に対し、直ちに詳細な調査を要請しました。

厚生労働省及び農林水産省では、今後の対応について直ちに検討することとしています。

1. 10月9日、輸入業者から港区保健所に対して、9月16日に輸入した米国産牛肉732箱に、米国農務省発行の衛生証明書に記載のないもの(ショートロイン(骨付き))が1箱(約16Kg)混載されていたとの連絡がなされた旨、東京検疫所を通じて厚生労働省に連絡がありました。

(注) 貨物の概要

- ①出荷施設：タイソンフレッシュミート社レキシントン工場(ネブラスカ州)
- ②輸入者：ティーエムシー株式会社(東京都港区)
- ③品目：冷蔵牛肉
- ④数量：732箱(約15トン)

注) 当該品については、20か月齢以下の牛由来であることが報告されている。

2. 港区保健所が当該貨物を検査したところ、米国農務省発行の衛生証明書に記載がない、輸入条件違反であるせき柱(特定危険部位)を含む牛肉が1箱(約16Kg)含まれていることを確認しました。

3. このため、同日、関係自治体に対して、当該貨物に同種の事例がないか、更に出荷先等について調査を依頼するとともに、当該出荷施設から出荷された貨物について、輸入手続を停止し、さらに、在京米国大使館を通じ、米国農務省に対し直ちに詳細な調査を要請しました。
4. 厚生労働省及び農林水産省では、今後の対応について直ちに検討することとしています。